

平成25年6月定例会 総務委員会（付託）

平成25年6月18日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

吉岡警察本部長

特にございません。

藤田元治委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大西委員

まず、私は以前に、本会議で、徳島東警察署の建て替え整備についてお聞きをいたしました。徳島東警察署は、私も地元の警察署でございまして、今までの議論として、耐震化をするか、あるいは建て替えをするかということで、方向性としては建て替えるということで今までずっと動いていただいております。今回の本年度予算の新聞記事でも、徳島東署の庁舎整備調査事業費100万円を計上しており、建て替えのための研究等を進めているということでございますが、この記事の中で吉岡本部長が、徳島東署の整備の在り方にかかる有識者会議を設置して、提言内容とか調査結果を踏まえて整備計画を策定したいということが載っておりました。

以前から質問をずっと続けている一人として、まず、この徳島東警察署の整備についてお尋ねをしたいと思います。

この記事にもございますように、徳島東署の整備の在り方にかかる有識者会議を設置して議論されているところであるということでございますが、最終的な結論が出るまでは、その内容について、御報告いただけないのかなと思います。有識者会議の結論、最終報告というか提言内容というか、これは一体いつ出るんだろうと。これが出ない限りにおいては、前に進まないという趣旨の答弁が本会議でもございました。ですから、まずこの有識

者会議の結論を、終着点をどこに置くか、いつぐらいに置くか、これから始まるのではなからうかと思うんでございます。この有識者会議で話し合われた中身の要点、項目、それと、この有識者会議でいつごろ報告を出していただいて、東署建て替えのスタートを切れるのか、こういったところを、まずお聞きしたいと思います。

吉岡警察本部長

ただ今御指摘のありました徳島東警察署の整備の在り方に関する有識者会議、これにつきましては、昨年7月に設置をして、これまで3回の会議を開いて議論していただきますとともに、県内の警察署の視察、こういったこともしていただいております。議論の中身でございますが、治安対策、災害対策、県民の利便性、こういった観点から御議論をいただいているところでございます。委員の方々からは、管内の犯罪、交通事故などの発生状況、災害時の状況、こういったものを踏まえて庁舎整備を進めてほしいといった御意見をいただいているところでございます。近々、早ければ今月中にも、有識者会議から御提言はいただけるんじゃないかと期待しているところでございます。

大西委員

わかりました。簡潔明瞭にお答えいただきました。

3回議論して、また、県内視察もされたということで、この有識者会議は今月中にも、早ければ結論を出されて、御提言がいただけるという運びになるのではなからうかと、こういうふうに見通しを語られました。

このことについてもう一点だけお尋ねをいたします。現在、公明党として、防災、減災、ニューディールということで、必要なところにはコンクリートであってもどんどんとやるべきであるという防災・減災の視点で大型補正予算が組まれているところでございます。今後も公明党の考え方としては、防災・減災に限っては、約10年間に及んで集中投資をしていくと。こういうような計画で、その一番最初が昨年度末の大型補正予算という位置付けでございます。したがって県では、15か月予算とか、14か月予算とかいう形で、今年度の予算に大型補正が一つ組まれたような形で位置付けられております。今年度から、防災・減災についての必要な施策を重点的にやっていくということでございまして、そういう状況の中にあっては、この徳島東警察署というのは、防災減災の拠点でありますので、一番最重要な施設でございます。まず発災して現場に駆けつけていただけるのは消防か警察なんですよね。そして、本当にぐちゃぐちゃの災害現場の中で動いていただけるのは消防か警察、どちらかでございます。そういった意味で言えば、この防災・減災の大型予算が組まれている間に、いち早く手を挙げて。そういったものを少しでも使って、予算を少しでも使って、早くこの東警察署を防災・減災の拠点として建て替えていかなきゃいけないと私は思います。署の機能や利便性の向上策について、また、大規模災害時に防災拠点としての役割を担えるよう調査をされてるということでございますけども、建物についてはどのような機能で、何階建てにしてっていうことが必要なんですけども、それよりも、

やっぱりまずは、どこにつくるかという問題です。適地が少ない中で、まずやっぱり、土地をここだと、そして、この土地を使ってこういうような新しい署をつくるんだという形で決めていく必要があるんじゃないかなと思います。ここが一番最適であるということを決めて、そして、それに基づいて東警察署の整備の基本計画を作っていていただくというのが良いんじゃないか。そしてまた、今土地が空いているうちに押さえていく。こういうようなことが必要んじゃないかなと思います。そういったことも含めて、今後、東警察署の整備についての方針をお聞きをしたいと思います。

吉岡警察本部長

今委員から御指摘のございました点についてお話しをさせていただきたいと思います。

まず、今年度当初予算におきまして、徳島東警察署庁舎整備調査事業経費が計上されております。これにつきましては、委員からのお話のございましたように、最近建築された他県の警察署等を中心に視察をすることとしております。これは、施設の機能だけでなく、どういう立地がなされているかということも含めて視察をしていきたいと考えているところでございます。また、先ほど答弁申し上げたとおり、現在、有識者会議におきまして治安面、それから防災面、県民の利便性、こういった面から立地を含めて様々な御議論をいただいているところでございます。現時点ではこういった土地がありきという前提でいろいろな調査なり、有識者会議の検討を進めているわけではございませんで、白紙の状態での検討を進めているという状況でございます。今後は、先ほど予算計上いたしました調査事業に基づく調査研究、それから有識者会議の御提言、こういったものを含めまして、整備計画というのは早急に整備してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

大西委員

なかなか言いづらいだろうとは思いますが、徳島市内で、広くて立地環境が良い土地は限られております。大原町の免許センターの跡地が広いですけれども、あれはかなり南のほうに寄っています。そんなことを言っているとだんだんだんだん絞られてきまして、今現在空いている土地では、もう一つか二つくらいしかないのではなかろうかと思うわけです。御答弁は御答弁として、おそらく内々で考えられて、この土地の場合であったらこういうケースとか、いろいろなケースも考えられてるとは思うんですけれども。最後に、この件ではもう一点だけ。早ければ今月中にも出されるこの有識者会議の最終報告、提言の中には、そういった立地場所等についても明示される予定なんではないでしょうか。事務局の立場として言いにくいかもしれませんが、やっぱり私はそれも含めて、早く進めてもらいたいという意味で、できるだけ従来にない踏み込んだ最終報告、提言にさせていただきたいなと思っております。最後にその件だけお答えさせていただきたいと思います。

吉岡警察本部長

有識者会議の御提言でございますが、これは先ほど申し上げたとおり、これまでの議論を踏まえてまとめるということになっております。これまでの議論の中ではさまざまな観点、治安面、それから防災面から議論をいただいておりますけれども、具体的な地点に関して御議論をいただいているわけではございませんので、可能性の問題でございますけれども、具体的な地名が御提言の中に盛り込まれる可能性は低いのかなと現時点では思っております。

大西委員

今日の質問で一步前進したような気がしますので、ぜひともこれを契機に早く取り組んでいただきたい、形になるようにしていただきたいと思えます。

次に、今年度の予算で歩行者用信号機のLED化が予算化されました。これにつきましては、やはり新聞記事が出ておりましたが、県内にある5,890基の歩行者用信号機すべてを今年度LED電球の信号機に取り替える。1,000万円の予算を計上して、今年の3月末県内の歩行者用信号機のLED導入率は、59%の見込みということになっておるようです。また新たな信号機はリース方式で導入、2013年度は1,000万円、2014年度から5年間、計6,500万円を県がリース会社に支払うと、こういう記事でございました。これについて、先日の内外情勢調査会での知事の講演会で私も聞きましたが、どうも8月くらいからは工事にかかるんじゃないかみたいな話でございました。これは今年度の予算ですから、当然、来年3月までに全部仕上げていかなきゃいけないと思うんですが、いつ工事が始まって何月くらいを目途に100%になっていくのか、残り41%程のようなんですけども、そこらへんの決意も込めてお答えをいただきたいと思えます。

広瀬交通部長

歩行者用灯器の整備でございますけれども、これについては現在発注しております。工事計画については、本年7月末に完成予定でございます。以上です。

大西委員

7月末にすべて従来の電灯をLED電灯に切り替えて、県内では、歩行者用信号機がすべてLED歩行者用信号になると、こういうことでよろしんでしょうか。

広瀬交通部長

そのとおりでございます。

大西委員

わかりました。今年7月には、徳島県内の歩行者用信号機がすべてLED化されるということで、非常に喜ばしいことだと思えます。

歩行者用信号機のLED化100%はいいんですが、車両用の信号機は現状何%くらいL

LED化されているのでしょうか。されてないのも目立ちますけども。歩行者用は今年7月に全部できるわけですが、車両用もしないと意味がないと思うんですね。歩行者は見やすいんだけど、車両用はLED化されなくて見えないということで車が止まらなければ、逆に事故が発生する率が高まってくるということになってきます。歩行者用の信号を100%LED化するという事は、つまり、車両用の信号機のLED化も早く進めていかなきゃいけないということになるんです。同じようにリース方式で、車両用の信号機も早く、今年度は無理かもしれませんが、来年度中には全部100%に変えるとか、何か今後の方針をお聞かせいただきたいと思います。

広瀬交通部長

車両用灯器の平成25年3月末現在の整備率は57.4%でございます。この整備率を上げるために、県警におきまして目標としておりますのは、平成26年度末に65%を達成する予定で取り組んでおるところでございます。なお、100%達成までには時間はかかりますけれども、順次100%になるよう、計画的に整備していきたいと考えております。以上です。

大西委員

わかりました。なかなか、車両用の信号機は数が多いのではなかろうかと思っておりますので、全部一斉にということは難しいんだと思うけども、来年度末には65%を達成したいという決意のようでございますので、ぜひとも、できるだけ加速をしてやっていただきたいと思っております。

昨年度、私は、歩車分離式の信号について、北海道、札幌を見に行ったり、岡山に見に行ったりさせていただきました。いろんな御意見はあります。私もインターネットで見ました。この歩車分離式については、車両の待ち時間が非常に長くなるとか、そういう御意見もあるようではあります。しかしながら、警察庁の調査によりますと、交通事故も40%減少、歩行者の事故も70%減少、車両事故も30%減少、ということで、交通事故に対しては非常に有効であるということは警察庁自身が認めております。

それで、現在、この歩車分離式信号機は、県内にいくらあるのでしょうか。また、警察庁から目標が示されているとお聞きしておりますけれども、その目標はどのくらいになるのか、そして、その達成率は現在何%で、目標をいつ頃達成されるお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

広瀬交通部長

現在の歩車分離式信号機の設置数でございますが、全方向を止めるスクランブル交差点これが3カ所、それと、歩行者が横断中は車を止める分離式の交差点は17カ所、それと右左折車両との交差を防ぐために右折車の車を止める一部の分離した交差点は14カ所、合わせて34交差点でございます。

次に警察庁から示された目標でございますけれども、平成23年4月に警察庁から全国交

通警察に向けて示された目標でございますけれども、3%でございます。県内に1,558基ございますので、そのうちの34基ということで、パーセンテージにいたしますと、2.18%でございます。整備に向けて、いつが完成かという御質問でございますけれども、必要性とか事故実態、その他を踏まえまして、必要な箇所については順次その目標に近づけるよう早期に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

大西委員

ぜひとも、少しずつでも前進させていただきたいと思えます。そしてこの歩車分離式信号の件について、一つだけ要望したいですけれども。岡山や北海道札幌に行ったときは、全部信号機の下、横に付いてるんですね、「歩車分離式」って。徳島県のこの34カ所、私もいくつか見て回ったんですが、一切この「歩車分離式」の表示がないんですね。せっかく34カ所あるのに、これはスクランブルの3と17、この20だけでも歩車分離式だという表示を付けたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

広瀬交通部長

歩行者、自動車ともに、その信号交差点が歩車分離式信号であるということについては、事故防止上非常に有意と思えますので、現在設置はしておりませんが、今後計画的に設置する方向で整備してまいりたいと思っております。以上であります。

大西委員

ありがとうございます。設置費用が高いようでございますので、いっぺんに20というわけにはいかないかもしれませんが、ぜひとも年に数カ所ずつでも設置をしていただきたいと思います。また、新たに歩車分離式にするときは、表示も一体化した予算にいただきたいと思います。

もう一つ。この歩車分離式信号だけでなく、視察の結果、徳島にないなと思ったのが、交差点の名前の表示です。例えば「安宅一丁目」とか「徳島駅前」とか。交差点の名称を表示をしている。110番したときも「何々交差点です。」と言えるわけです。そういった意味で非常に有効なのではないかと思いました。したがって、この歩車分離式信号の表記と一緒に交差点名の表示、表記もすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

広瀬交通部長

現在、国道関係で国土交通省が設置しておりますのが約150枚程度。県道関係については272交差点に設置しております。県警といたしましては、これまで交差点、非常に分かりやすく、運転者にとって利便性も高いということでございますので、各道路管理者と協議いたしまして、設置をお願いしておるところでございます。今後とも、カーナビ等の発展普及等によりまして、要請もますます増大すると思えますので、道路管理者と協議いたしまして、設置に向けて連携を強化していきたいと思えます。以上であります。

大西委員

現時点では、県下で国道は150地点、県道では272地点で表記がされてるということですが、徳島市内で国道11号や55号を走りますと、表記されてるのは、その徳島本町とその向こう側の市民病院の角、北常三島ですか、そういう要所しかないんですね。できれば徳島市内にも増やしてもらいたいなど。多分これは、郡部のほうが割と多いんじゃないかなという気がしますので、ぜひとも進めていただきたいと要望しておきます。以上です。

森本委員

2点ほど、質問させていただきます。

先日、テレビを見ていてね、非常におもしろいなと思いました。徳島大学の准教授が、ネット犯罪で逮捕されたという事件です。その逮捕にいたる背景というのが、いわゆる徳島県警のサイバーパトロール、こうした中で端緒をつかみましたということでした。最近では、外を歩かなくても、家の中でも夜中でも事件検挙に至るんだなと思ったのと同時に、やっぱりこれからの犯罪っていうのは、すべての犯罪にこのネットが絡んでくるんじゃないかなと思っております。特に、この前のなりすましでは、警察庁でもだいぶ大きな失態が重なりました。それだけに徳島県警としても、ネット犯罪に対するやり方を深くしていかなければならないし、ネットの専門家というのを育てていかなければならないんじゃないかなと思っております。民間から即警察官として採用したというお話もお聞きしました。ネット犯罪というのは、ここ数年、どのくらいの数を検挙されておりますでしょうか。

小倉生活安全部長

サイバー犯罪の検挙状況についての御質問でございます。本県におきます過去5年間のサイバー犯罪の検挙件数につきましては、平成20年が14件、21年が24件、22年が47件、23年が42件、昨年が58件となっております。昨年在最も多い検挙数となっております。検挙数の多い罪名を申し上げますと、一番多いのは著作権法違反で、5年間の合計で51件でございます。次いで詐欺が40件、3番目は児童ポルノの27件となっております。著作権法違反の検挙が多いのは、インターネットオークション等を利用しました大規模な海賊版のDVD有償頒布、この事案を検挙いたしましたので、検挙数が多くなったものでございます。以上でございます。

森本委員

全体の刑法犯からしたらたいしたことないかもしれませんが、検挙数だけ見ても激増しておるなというような感じでありまして、これから私は日本の犯罪の主流を占めていくんじゃないかなと思っております。著作権法と詐欺、児童ポルノ、これベスト3なんですけれどもね、これにおそらく公選法違反とか名誉毀損がこれから大きく加わっていくんじゃないかなと思っております。サイバー犯罪に対する対応っていうのは、各県警本部だけではとてもじゃないけれど対応できるものでもないし、やっぱり警察庁の号令のもと、すべ

ての都道府県警で力を合わせてやらなければならないことなんではありますけども、徳島県警のこのサイバー犯罪に対する対応は、組織的にどうなっておりますか。

小倉生活安全部長

サイバー犯罪対策の体制についてでございますが、県警では増加しますサイバー犯罪に的確に対応するため、平成23年7月に県本部に、本部長を委員長とします「サイバー犯罪対策委員会」を設置いたしました。さらに、昨年は、サイバー犯罪捜査員の増員を受けまして取締り体制を強化いたしました。今春、専門的な知識、能力を有するサイバー犯罪捜査官2名を特別採用するとともに、本部生活環境課内に室長以下11名体制の「サイバー犯罪対策室」を新たに新設いたしました。これに加えて、本部各部の捜査員等約50名で編成いたします「サイバー犯罪対策プロジェクト」、これが事案発生時に捜査に当たることといたしております。以上でございます。

森本委員

サイバー犯罪に対する体制づくりというのは着々と進んでおるんじゃないかなと思います。著作権法違反、詐欺、児童ポルノ、これはサイバー犯罪の御三家みたいなものですけど、他のあらゆる犯罪の証拠とか端緒になる可能性があるわけでありまして。

例えばDV関連の殺人事件にしても、メールでの脅迫とかいろんな書き込みとかが非常に多くなっておるし、2ちゃんねるなんかを見ても、これが名誉毀損でなくて何であろうかということが日常茶飯事です。サイバー犯罪じゃないような感じのものでも、ネットを押さえることによって証拠があぶり出せるんじゃないか、私はこのスマートフォン1台の中に、証拠の宝庫みたいなところが詰まっとなんじゃないかという気がいたします。そういう意味で、「サイバー犯罪対策室」が11人体制、そして「サイバー犯罪対策プロジェクト」が50人体制なんですけども、やっぱり1,700人の徳島県警のすべての職員がネット犯罪やそれに端を発するような犯罪に関心を持っていただきたいと思います。また、本部長にお願いをしたいのは、採用試験においても、過去は柔道や剣道の強い人もたくさん採りまして、今も当然必要なんですけども、これからはやっぱりネットに強い学生なんかも必要になってくるんじゃないか、捜査力も非常にアップをするんじゃないかという予感がいたします。ネットに疎い職員ばかり揃えてもね、なかなか対応しきれん部分があります。まあ、この頃の若い子は、アイパッドなんかを自由に操りますんでね、我々の想像以上によくできます。そんなところからより一層良い捜査員になるような方を採用の際にも力を入れてほしい。特別に採用するんじゃなくて、皆さんが関心を持てるような体制をとってほしいと思っております。

あと一つ、サイバーパトロール。夜、私もフェイスブックやツイッターをずっと見ていますが、とんでもないのがたまにあります。そうした中で、民間との協力体制、これも非常に大切になってくるんじゃないかなと思っております。警察の特定捜査員だけでなく、広く民間の方にも協力を求めるということが非常に重要になってくるのではないかな。

会社もちろんですけども、ウェブを運営する会社なんかとの連携も当然大事だろうし、個人でも非常に信じれない技術を持った高校生もたくさんおりますんでね、そうした方たちとの協力というのは、これからどんな形を取っていったらいいと思われるのでしょうか。

小倉生活安全部長

民間との協力連携についての御質問でございます。この民間との協力連携につきましては、平成11年の5月に、「インターネットプロバイダー連絡協議会」、これを設立いたしました。以後毎年、会議を開催しております。このほか、昨年は、大学生等によります、いわゆる「ネットウォッチャー制度」、これを導入いたしました。さらに、「インターネットカフェ等防犯連絡協議会」の設立、さらには、県内6金融機関との共同対処協定の調印など、官民が連携した各種対策を推進しているところでございます。さらに、今後、サイバー犯罪捜査従事者の知識、技能の向上を図るために、情報通信技術の優れた知識やノウハウを有しております民間企業の方に対して、講義を依頼するなど、対応することといたしております。以上でございます。

森本委員

民間との協力体制というのは、今言われたのももちろんですけども、無限に広がっているんじゃないかと思っております。こんなことばかり言っていたら、通報社会みたいになるんじゃないかって言われますけどね、我々が思っておる以上にすごい子ども達がたくさんいますんでね、犯罪捜査に対して県民から広く協力をいただけるような体制を取っていただきたいなと思っております。

県警本部長、中央から来られて、こうしたサイバー犯罪に対する思いとか認識というのは非常に高いと思われるんですけどもね。今後、地方の県警本部としてサイバー犯罪に対する対応がどういう形になるのか、どんな時代になっていくのか、本部長から御答弁いただいて、この質問を終わります。

吉岡警察本部長

委員御指摘のとおり、サイバー犯罪につきましては、増加傾向が見られるだけでなく、悪質化、巧妙化しております。サイバー空間における驚異、これは高まりつつあると認識しております。県警察といたしましては、こういったサイバー犯罪に的確に対応して、県民の安全安心を確保していかなければいけないと、このように考えております。

サイバー犯罪の特徴でございますが、委員からも御指摘がありましたように、県境を越える、場合によっては国境も越えて敢行される、こういった性質がございます。県警察としては、個別の、具体的な事件につきましては、警察庁及び関係都道府県警察と連携いたしまして、情報の共有、それから技術支援の要請、共同した捜査、また、場合によっては、警察庁を通じた海外の捜査機関への協力要請も行うなど、サイバー犯罪に的確に対応してまいりたいと思っておりますし、また、中長期的には、民間との連携、それから、委員先

ほどお話しにありました採用を含めた体制の強化，こういったものに努めてまいりたいと考えております。

森本委員

よくわかりました。サイバー犯罪に国境は関係ありません。例えば，出会い系サイトみたいなのでも，東南アジア経由でだいたい入り込んできているという話も聞きます。こうした中で治安を守っていくのは，やっぱり各都道府県警が基本です。県警のサイバー犯罪に対する捜査力を，これからも一層力を付けていただきたいと思います。

あと一点，阿波市議会で大きな問題になっております県警の統廃合の問題についてお聞きをいたします。これも8年も9年も前に総務委員会で話題になって，私は今日，明日にでもするんじゃないかなというような思いでおったんですけど，いつの間にか，だいぶ日が経ってしまいました。それがここに来て，急速に動き出した。地域として，一つの役所がなくなるということは，大変ショックなことではございますけども，ある意味この統廃合，警察に関してはやっぱり合理化だけじゃないと思うんですよね。統廃合によって地域の捜査力，治安維持が非常に向上するケースがあると思うんです。この意味からも，今県警が打ち出している警察署単位の統廃合っていうのは非常に賛成をいたしているところです。

一つの例を挙げますと，交番の統廃合っていうのを数年前にやられました。私の地元の渭北地区では，吉野本町と助任橋の交番が合併をいたしました。そのとき，吉野本町の皆さんに大変怒られた。交番が近くからなくなってしまうと，ほんな馬鹿なことないわって。しかし，私がそのとき説明したのは，吉野本町と助任橋は，カブでわずか5分の距離なんです。だけど，二つに分散をしている人員が，助任橋に倍集まることによって，皆さんがいつも不安がっている。常駐の警察官も必ずおるし，交番での対応力も2倍以上になるんですよと町内会の連合会でも説明をした結果，地域の治安というのは特に下がることはなくて，むしろ向上しているんじゃないかなと思っております。

警察署の合体についてもそうした意味で，例えば，30人と30人の小さな署が，一つになって50人になってくれれば，宿直の体制にしても，相当なアップをするんじゃないか。例えば，30人に満たない署の宿直，2人か3人でしてもほとんど多分対応できないと思うんですよね。私も事件記者が長かったもんですから，夜の宿直体制というのは，東署と郡部の警察の力の差というのはいつも感じていました。これでは大事件ができたときは対応できないなど，初動捜査が相当遅れるなという思いをしておりました。そうした意味で，このたびの市場署と川島署の合体というのは非常に良かったんじゃないかなと思います。市場署そのものの人員が，思ったより維持されるということにもちょっと驚きました。20人くらい維持するのかな。8年間，相当いろいろ検討された結果じゃないかなと思っております。今回の統廃合について，本部長にいろいろお聞きをいたしたいんですけども，地域の反発，そして総体的な治安維持という面からどのようにお考えでしょうか。

吉岡警察本部長

お答えします。今回の4署の統廃合につきましては、4署、警察官50人未満のいわゆる小規模な警察署でございますが、広域化、スピード化する治安情勢に十分対応できないおそれがあるというのは、委員御指摘のとおりでございます。今回の統合の目的につきましては、署長以下組織体制を強化することによりまして、管内の治安維持、向上に資することでありまして、これによりまして、初動体制の強化、夜間、休日の当直体制の強化等が期待されるところでございます。

統合された警察署管内の治安維持については、三つの観点からその維持、向上を図ることとしております。一つ目は、地域に密着して活動する地域警察活動でございます。これにつきましては、引き続き現在の駐在所についてはそのまま維持をいたします。それにつき、阿波の現警察庁舎については24時間、制服の警察官、それからパトカーを配置いたしまして、地域住民への対応、これを今まで以上にきめ細かくやるようにしたいと考えております。二つ目は、事件事故に対応する捜査力の強化でございます。これまでよりも多くの捜査員を集中的、かつ機動的に運用することができますので、事件事故の早期解決、未然防止が図れるのではないかと期待しているところでございます。三つ目は、管理部門の職員につきましては、可能な限り削減し、現場に振り向けたいと考えております。その他、運転免許の更新事務、それから各種相談といったものについては、担当の者を配置いたしまして、行政サービスについても低下することのないよう配意してまいりたいと考えております。

森本委員

いろんな役所の統廃合の中でも、地域からなくなってしまうということで住民の不安が格段に高いのが警察署だと思います。今、本部長も言われましたけども、やっぱり統廃合の持つ意味というのを地域の皆さんに十二分に御理解をいただいてほしいなと思っております。合理化じゃないんだぞということ、より高い治安維持を図るため、住民の安心・安全をはかるため、質量ともに、むしろ地域全体としたら、捜査力、交通安全の指導力というのはアップするというのを、反対地域もあるでしょうけども、そこへ行って熱心にお話しをいただいたら、私は解決していく問題じゃないかなと思っております。小さな例ですけど、交番の統廃合でも、私自身、それを感じました。宿直体制一つとっても向上するというのを、御説明いただけたらと思っております。これ、徳島県だけじゃなく日本中こういう傾向にあると思うんですけど、他県の統廃合っていうのはどんな感じで進んでいるんでしょうか。

吉岡警察本部長

全国における警察署の統廃合につきましては、平成15年以降、33の府県警察において進められているところでございます。四国管区警察局管内を見ましても、徳島以外の3県については、それぞれ統廃合を実施しているところでございます。御参考までに背景でござ

いますが、いわゆる平成の大合併、こういったものもあるとは思いますが、先ほど私が申し上げたとおり、初動体制の強化等、組織体制の強化という目的で小規模署を統廃合したということが背景にあるのではないかというふうに見られております。

森本委員

人口がどんどん少なくなっていく反面、道路事情も良くなっております。阿波署と吉野川署の例だけ挙げましたけども、まだまだ統廃合しなければならないと思う所が交番も含めて何箇所かございます。そうした所は、今おっしゃったようなことを念頭に、あくまで県民の安心・安全を守るという観点から積極的に進めて行っていただきたい。また、統廃合する以上は、立派な庁舎を建てていただきたい。なかなか難しい問題ですけどもお願いいたします。

それとあと一点、県警の総定員は、統廃合しても絶対に減らさない、むしろ増やしてもらおう。役所の統廃合というのは、職員を削るためのものが半分あるんですけども、警察においては、私はそれをやったら住民に対する説得力がなくなりますので、総定員は確実に堅持をする、むしろ増やしてもらおうという方向で、これからも進めて行っていただきたいなど強くお願いを申し上げて終わります。

北島委員

私からは、新徳島県運転免許センターの整備についてお伺いしたいと思います。

旧の徳島空港ターミナルビルの跡地に移転をいたしまして、新運転免許センターが来年の1月にオープンということで、残りあと半年余りとなってまいりました。工事も順調に進んでいるとお伺いをいたしております。

さて、県内の免許人口といいますと、10年近く前から、ずっと約53万人のままで推移をしていると聞いております。しかしながら、その中で、65歳以上の高齢者の方が占める割合は、高齢化がどんどん進んでおりますので、当然増えてきておるわけでございます。10年前の平成16年は、免許人口53万人中8万3,000人くらいと聞いておりますし、10年後の現在、平成25年では、3万3,000人増の11万6,000人、高齢者の免許人口が約40%増えているということでございます。これに伴いまして新しい免許センターも、今後、高齢者の免許更新が増えてまいることが当然予想されるわけでございますので、高齢者の方々が新免許センターを利用しやすいような、そのような対策は当然考えられると思っておりますが、それについてお伺いしたいと思います。

広瀬交通部長

新免許センターにつきましては、高齢化が進んでおりますことから、高齢者の方、あるいはまた障害者の方に配慮した施設整備を進めておるところで、徳島県が推奨しておりますユニバーサルデザインを導入して整備しておるところでございます。具体的には、庁舎出入り口直近に、身体障害者用の駐車場7台、それ以外に庁舎の出入り口近いところに、

高齢者の優先駐車ゾーンという名称で100台確保しております。そのほか、庁舎に誘導する歩道、あるいは誘導ブロック、これについても整備する予定にしておるところでございます。

また、更新者の方が多いので、今は免許センターは上下階、上とか2階に行きますので、高齢者の負担をなくすということで、1階フロアですべて更新手続が終わるように、移動を少なくするというのも考えております。

また、高齢者の方の更新が増えるということが予想されますので、受付時間につきましても、新免許センターについては、午前午後1時間くらい延ばそうかなということも検討をしておるところでございます。以上です。

北島委員

私も地元と言いますか、松茂町、一番近いところで居住しておりますが、私も今年が古希、70歳になりましたんで、今後、運転免許の書き換えに行くときに、ワンフロアですべてが完了できるということは、高齢者、あるいは障害を持っておられる方に対する配慮が十分図られているということで、大変期待をいたしておるところでございます。それともう一つは、大きなスペース、前の空港ビルの利活用でございますが、県警にいたしましても財政難の中、多額の投資もされておりますし、やはりあのビルを何か経営センスを持って、旧の空港跡を既存のストックを折角利用するんでありますので、そこから新たな収入源、例えて言いますと、ネーミングライツとか、あるいは広告収入、また広いそのフロアをどこかへ貸し出すと言いますか、展示場とか、いろいろな利用の方法があるかと思うんですが、そういうことにつきまして、免許関係以外の収入を確保する、何かそういう名案はございますか。

竹内会計課長

御指摘のとおり、免許センターの整備に伴いまして、新たな財源の確保に向けた検討を現在しているところでございます。具体的には、庁舎内の壁面やエレベーター内における公告看板の掲示、それから、自動販売機の設置等について競争入札の上、所要の歳入を確保することとしております。なお、御指摘がございましたネーミングライツにつきましても検討しておりますが、イベントを行うホール、スタジアム等とは異なりますので、現時点においては、なじまないものであると認識しております。

北島委員

先ほど申しましたが、人が大変多く出入りされると思います。そういうことですから、活用方法によっては、そういう財源の確保も考えられると思いますので、今後、利用状況も勘案しながら、経営に対する考えも有効利用の一つとして活用していただきたいと思っております。

それともう一つは、運転免許の更新にかかる区割りの件なんですけど、今度できます新免

許センターは、徳島東署、徳島西署、徳島北署、鳴門警察署、この管内に住んでいる人が今言った4警察署、あるいは免許センターへ行けば書き換えができると、それをどちらかでも選べるということですね。そして、それ以外のところにお住まいの方は、その所の管の警察署と新しくできる免許センター、どちらかで更新手続きができると聞いておりますが、4署以外のところで住んでおられる方に対するサービスの向上ってというのはどういうことが考えられるのでしょうか。

広瀬交通部長

新免許センターでは、徳島東、西、北、鳴門の警察署につきましては、新免許センターでの更新をお願いしたいと思っております。それ以外の警察署につきましては、免許センターでも、また、住所地を管轄する警察署のどちら、いずれでも、更新をしていただけるように拡充したいと考えております。以上です。

北島委員

もうあと半年ですので、十分検討をされて、利用者にとって利便性の高い施設となるように、強く要望したいと思っております。

そして、もう一点、今朝の新聞に「昨日徳島道で衝突、1人死亡」という交通事故の記事が載っております。80歳の女性の方が亡くなったという新聞記事であります。記事によりますと、80歳の女性が高速道路を走行中、正面衝突をしたということで、女性の方が中央車線を越えたということのようでございます。今、全国的に高齢者の運転免許の返納が加速をしているという新聞記事を承知しておりますが、徳島県においても高齢者の免許人口が先ほど申し上げたとおり急激に増加している傾向がございます。その中で、免許の返納の現状についての御説明をいただきますとともに、徳島の市部と郡部とで、免許の返納のされる格差と言いますか、そこらへんの特徴についてもお伺いしたいと思っております。

広瀬交通部長

運転免許の自主返納制度については、平成10年から開始されております。最近の統計資料で、返納者の件数でございますけれども、平成20年が161件、21年が178件、22年が302件、23年が575件、24年が541件ということで、全国同様増加傾向でございます。増加したのにつきましては、各種交通安全の講習の場とか、あるいは高齢者の訪問した際に啓発活動を積極的に推進した結果だろうと思っております。そのほか、民間とか行政による、返納に伴う特典ということもございまして、そういうこともあって増加したというふうに思っております。昨年の541件の返納の中で、返納件数が最も大きかったのはやっぱり徳島市の250件でございました。高齢者の免許人口が多いということもございまして、高齢者の免許人口に対する返納者数、返納率につきましても、県下8市の中で一番高かったということもございまして、これもやっぱり公共交通機関が発達した関係で、代替手段があるということで返納される方が多いんじゃないかならうかと思っております。郡

部では、海部郡内の返納率が高い状況でございます。郡内のタクシーの乗車の割引とか、あるいはバスの割引とか、特典がかなりございますので、そういう関係で郡部では特に海部郡内が返納率が高いというような状況でございます。以上です。

北島委員

返納したらどういう特典があるかということをお伺いしたいんですが、返納した際に「経歴証明書」が交付をされるということで、この証明書、どういうふうなメリットがあるんでしょうか。

広瀬交通部長

免許証は身分確認等で非常に重要視されております。その関係で、免許証を返納した後におきましても、免許に代わるものということで、発行の希望が多かったということで、「経歴証明書」を発行しておる状況でございます。今までは、免許証を返納した後1か月以内に申請しなければ発行できませんでしたけれども、平成24年の4月から、返納後5年間申請ができるということになっております。以上であります。

北島委員

これからどんどんと高齢化が進むにつれて、返納する方も増えてくると思います。しかしながら、先ほど御説明のあったように、やはり徳島県は公共交通機関が未整備と言うか普及してないだけに、生活していく上でどうしても車に頼らざるを得ないということで、なかなか免許を返してと思っても病院に行ったり買い物に行ったりするのにどうしても自家用車とか車が要るよということになります。徳島県の抱えてる問題と言っても過言ではないと思いますけども、高齢者の交通事故を防ぐということで、高齢者の方に免許を返納していただいて、これも言い方が変だと思いますけども、交通社会から一歩引いていただく、そうすると高齢者の交通事故も減ってくると思います。しかしながら、今路線バスの廃止とか、いろんな公共交通機関が充実していないという現状の下、難しいと思うんですが、こういうジレンマがあると思うんですけども、県警としましては、この免許証の返納に対するスタンス、これをどういうふうに考えて進めていかれるか、これをお伺いしたいと思います。

広瀬交通部長

本県の公共交通機関ということを見ると、高齢者の方にとって自家用車というのは、移動手段として非常に重きをなしておると思っております。しかし、高齢化の進展によって、高齢者の方の身体機能が低下し、それによる事故の発生も懸念されるところでございますので、身体機能が低下したことを自覚して、運転に自信が無くなった方々については、やっぱり自主返納していただいて、運転を控えていただき、高齢者の事故防止を図るっていうのも有効な手段であると考えております。代替の交通手段がなければ、免許証の返納

も非常に難しいと思っておりますので、現在海部郡で推進しておりますバスの割引の優待制度とか、そういうふうなものを各市町村にお願いするなどして、代替の交通手段に移行できて、そして返納していただくということを、いろんな機会を捉えてお願いしたいと考えております。以上であります。

北島委員

返納を促進することも県警としては交通事故を減らすための一つ的手段と思いますけども、今申し上げたように、日常生活においてどうしても車を使用しなければならないという、そういうことでございますので、今後高齢者の交通事故を減らす一環としてでも、免許証の返納、あるいはそれ以外にも、事故防止のために御努力を期待いたしまして終わります。

喜多委員

関連するんですけれども、去年、交通事故で32人が亡くなりました。そのうちの20人が65歳以上の高齢者ということで、全体の6割でございます。実際65歳って元気元気で、本当の高齢者は70歳ないしは75歳くらいが対象になるんでないんかいなと思っております、実際は60%でなしに、50%とか、ほんなんでないんかいなと思っております。

今朝のNHKのニュースで、海部郡では運転免許を返納すると、バス、タクシーの割引があったり、商店では5%引きのカードをくれたりして、返納のメリットが大きくあるという話をしておりました。こんな方法もあるんじゃないかということで、できたら要望だけですけれども、今後、徳島市とか徳バスとかにも働きかけて、バスの割引券、タクシー業界にちょっとは割引してよと、ほんでその上に、カードで割り引くってことになると、高齢者が運転免許を返納する意義が少しはあるんじゃないかという気がいたしました。県警の人が働きかけたら皆了解してくれるんじゃないかだと思います。交通事故の死者のうち高齢者が6割以上というのは寂しい限りですので、働きかけを要望をしておきたいと思っておりますので、また御検討いただけたらと思います。

2点ぐらい、恒例の交通安全についてお尋ねをしたらと思います。

先般、古屋国家公安委員長の発言として、「交通事故が多発する時点で、しっかりと取り締まる必要がある。そのためには技術とか時間とか法令を工夫していかなければいけない。私の地元でも。片側2車線の真っ直ぐの道、歩行者が出てくる危険性も無い。そこは、制限速度が50キロなんで、70キロくらいは出せますよね。流れに逆らわないで行くと、取締りの対象になるのはちょっとどうかなあと。反則金を取られた支援者からもそういう声を聞いて、私も国家公安委員長になったので、折角の機会だから全国の警察に見直してもらい、本当に事故の防止に資する違反した側も納得できる取締りをしていくべきだと敢えて言及した。」ということが報道されました。この意見に対して、いろいろと意見も出ているようでございますけれども、県警において去年の速度違反の取締り件数について、どんな状況かお尋ねをいたします。

広瀬交通部長

速度違反の取締り件数でございますが、平成24年中の件数は、7,713件でございます。全違反の約13.1%でございます。以上でございます。

喜多委員

私も、先ほどの古屋国家公安委員長の意見にも一理あるんでないんかいなという気がいたしております。7,700人というのは、本当にすごい数の速度違反ということでありまして。そしてこの、交通の取締りについて、運転手の間で、私も思っておりますけれども、例えば末広大橋の上とか、鳴門に行く途中の橋を降りたところくらいとか、決まったところで決まった取締りをしております。そこへ来たら気を付けないかんぞという話をよく聞きますが、この取締り場所はどのように決定しておりますか。

広瀬交通部長

速度違反取締り場所の関係でございますけれども、やはり交通重大事故が多発している場所、あるいは、発生が懸念される危険性の高い場所、あるいは暴走行為が行われている場所、その他住民等から通学路等の関係で取締り要望がある、そういうふうなのを踏まえまして選定して実施しております。なお、取締り場所の選定に当たっては、警察署においては署長以下が四半期ごとに見直しを行って、それが適切かどうかということを検討して決定しておる状況でございます。以上です。

喜多委員

この取締り場所を決める上で、規制の要不要、要るか要らんかという検討をするときもあろうかと思いますが、県民から規制不要として解除要請を受けた場合、どのように対応しておりますでしょうか。

広瀬交通部長

一般の方から、規制の交通実態が変わって規制が不要あるいは見直しの要望がございましたら、まず警察署におきまして交通係が実態を調査いたします。その後、それが正当であるということが分かりましたら、警察本部の方へ上がってまいります。それについて、交通規制課の担当が調査をさらにいたしまして、その後公安委員さんの意思決定をいただいて、判断をいただいて、改正というような順序になります。以上であります。

喜多委員

交通事故を減すのは、やはり取締りと広報ということであろうと思います。そういう意味で、先ほどの公安委員長の発言は別にしても、交通取締りについて、県民の理解を求めていくためにどのように御努力されておりますでしょうか。

広瀬交通部長

取締りが一般の方の理解を得なければ、この交通規制自体信用性も失いますし、国民の遵法意識を損なうことになろうかというふうに思っております。取締りが、あるいは、交通規制が適正かどうかにつきましては、交通関係団体の意見、あるいは住民からの意見要望もごさいます。それらを踏まえまして、総合的に判断して、県民の方が納得されるような取締り規制を実施したいと考えております。以上であります。

喜多委員

ある調査によりますと、人身事故で死亡に至る確率は速度が上がってきたら増えてくるということです。40キロから50キロ以下では2.2%だったのに対し、50キロから60キロが4.5%、60キロから70キロが8.5%、そして70キロから80キロは23%と、段々と増えていくということです。当たり前といえば当たり前でございますけれども、現実には合うような速度制限も、規制も必要であると思えます。

繰り返しになりますけれども、交通事故については、やはり違反の取締りと、そして、県民の一人一人、運転者の一人一人へ広報周知することが大切でなかろうかと思っております。北島委員からもお話がありましたように、最近もまた交通事故で亡くなった方がおいでるようでございます。今後とも、ベテランの広瀬交通部長の下で、この悲劇を少なくするような御努力をお願いしたいと思います。

次は、飲酒運転についてお尋ねしたいと思います。こっだけ県警の皆さん方が一生懸命いろいろと御努力されているにも関わらず、飲酒運転が後を絶ちません。本当に残念なことと思えます。そして、飲酒運転の事故は、重大事故に繋がってくるのが多いという中で、これからも年末年始と合わせて、生ビールの季節になってきたら特に増えるのでなかろうかと思っております。過去5年間くらいの飲酒運転の検挙状況についてお尋ねをいたします。

広瀬交通部長

過去5年間の飲酒運転の取締り件数でございますが、平成20年が424件、21年が429件、22年が370件、23年が226件、24年が227件、本年5月末現在で85件でございます。順次減少しておりますけれども、飲酒運転の取締りの、飲酒運転の罰則が強化、あるいは、点数が高くなったということで、平成14年以降、罰則が随時働いております。その影響で、飲酒運転者も若干減少しておる、そして取締りも減少しておるのではないだろうかと思っております。以上であります。

喜多委員

400件くらいから300件、200件に減ったということです。罰則が強化されたこともあろうかと思っておりますけれども、県警察の努力によるところも多いだろうと思っております。

この飲酒運転によって、亡くなった方はどれくらいですか。

広瀬交通部長

平成25年5月末現在で、本年死者は2名でございます。なお、平成20年は4名、21年は6名、22年も6名、23年4名、24年4名という状況でございます。

喜多委員

飲酒運転したときの罰則がいろいろございます。私も改めて見てみたら、酒酔い運転の違反点数は、まあ分かってることでございますけれども35点、欠格期間が3年、取消しされた後3年間は免許が取れません。酒気帯び運転でも25点で欠格期間が2年、少々でも13点で免許停止90日です。飲酒運転で免許停止になったら、今度はなかなか取りにくいというか取れんという話も巷では聞いております。そして、この一旦取消しになった人が、新たに免許を取得するために取消処分者講習っちゅうんがあるということを知っております。飲酒取消講習の概要と、以前からある、飲酒運転以外の取消処分者講習について、それぞれの状況、比較をお尋ねいたします。

広瀬交通部長

免許を取消しになれば、次に新しく免許を取得する場合、取消処分者講習を受講しなければなりません。取消処分者講習につきましては、2日間に渡って行われます。しかしながら、飲酒が原因で取消処分になった場合、これについては、講習の効果を上げるために連続して2日というのではなく、第1日目から第2日目まで1か月の期間を空けます。そして、第1回目におきましては、その人の飲酒の依存度、これの簡単なスクリーニングテストを行って、自分の飲酒の依存度等を自覚していただいて、そして、その1か月間で飲酒にかかる目標と言いますか、飲酒をどの程度押さえるかという目標を設定していただいて、それに基づいて1か月間、その達成度を日記に書いていただきます。そして、1か月後の第2回目のときに来ていただいて、その達成度ともう一回スクリーニングテストもしますけれども、その状況を見て、さらにカウンセラーと言いますか、警察職員でございますけれども、カウンセリングをして、今後の飲酒運転の根絶に向けた講習とか、あるいはディスカッション等をして、飲酒運転の抑制を図っておるような、そのような講習内容でございます。

喜多委員

カウンセリング等もするということで、間1か月空けて講習をして、その間の経過も見るということで、再発防止に努められているようでございます。そして、もう一つ、もっと重傷な人には、医療機関との連携があるということも聞きましたけれども、それはどのように具体的にはされておりますでしょうか。

広瀬交通部長

飲酒の程度によりまして、依存度の高い方、こういう方もおいでだと思いますし、また、飲酒を減らしたいという方もおいでだと思いますので、その点については、飲酒が進んでおる方については、その主治医とか、あるいは警察本部が把握しております専門医の方に相談していただけるよう勧めますし、また、飲酒が進んでおって、それが運転に影響を及ぼすような場合については、免許証の取消し、あるいは拒否の対象になりますので、その点については、もし危険性があれば、取消しとかそういうふうな処分の手続に進んでいくような感じになります。以上であります。

喜多委員

亡くなるっちゅうことは、交通事故に限らず大変なことであります。けれども特に交通事故による死亡については、一瞬のうちに亡くなって、警察なり病院なりから連絡がある。これ以上の悲劇はないんでないんかいなと思っております。今後とも取締りと、そして、飲酒運転はいかんのですよという徹底した広報をこれからも続けられて、地震災害のゼロだけじゃなしに、交通事故によるゼロということで、頑張っていたいただきたいなと要望して終わります。

藤田元治委員長

午食のため休憩いたします。（12時02分）

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。（13時04分）

広瀬交通部長

午前中の委員会におきまして、喜多委員から、飲酒運転の取締り件数について御質問がございますけれども、その際、平成23年中の取締り件数は、私、226件とお答えいたしましたけれども、正確には326件でございました。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

黒崎委員

私の方からも1点要望をお願い申し上げたいと思います。更新時の講習の件でございます。

このことについては、今年は、県の交通安全協会が競争入札の結果、3,000万円で落札したと。それまで、2011年2012年は参加者がなかったんで、県の協会だけが参加して、3,650万円で請け負ったということが新聞に書かれております。こういう時期ですから安い方がええわ、経費抑えないかんわ、っていうのはようわかります。3,650万円が3,000万円になったというのは、それなりの成果が上がったという評価になるんでしょうけど、

そうではないわという方々も私はおられると思います。3,650万円から3,000万円になることによって、やっぱり何かサービスが少し、目には見えないところで変わってくるんだらうな、県民に対してのサービスがちゃんとできるんかなと、こんな心配を実は私もしております。業務の内容が、免許時の講習でございますし、また、同時に出てきた相手方が、県外のコンサルタントの会社だったということもございます。できるだけ県内のことは県内でちゃんとやっていただきたいなど、そんな気持ちでいっぱいでございます。入札制度自体を否定するつもりはございませんが、値段だけ追求して行って、県民に対するサービスということを考えた場合に、少し矛盾するのではないだろうか。安くなって、こういった形のもので、良くなった試しは余りないなど、私はそう考えておりますので、ぜひともそのところをもう一度御検討をいただきたいなど、このように思います。ぜひよろしくお願いを申し上げますが、一言だけちょうだいしたいと思います。

広瀬交通部長

これまで更新時講習におきましては、交通法規の改正等と補完、あるいは再教育と言いますか、知識を注入するというところで、その体制、あるいは能力等を踏まえて、交通安全協会が適当だろうと随意契約で契約してまいりました。けれども平成16年と平成19年の総理大臣に対する答申、あるいは「公共調達の適正化に関する関係省庁の連絡会議」で、一般競争入札へというような指示が警察庁からありまして、平成23年度から入札を実施しておるところでございます。一般競争入札というのも時代の要請かとは思いますが、反面その委託業務の内容がやはり一定水準を保たなければ、やはりだめだというふうに思いますので、一般競争入札の際ですけれども、その両方を担保できるような方法が一番望ましいかというふうに思います。今後とも引き続き両方が担保できるような在り方について検討してまいりたいと考えております。

黒崎委員

ぜひお願いを申し上げます。お願いを申し上げて要望を終わります。

岡田副委員長

免許証の自主返納について、私も皆さん方と同じような意見なんです。もう一点、実は昨日、鳴門市で民生委員さんの会がありました。高齢者の方の孤立化を防ぎましょうっていうのが、民生委員さん達の大きな取組の中の命題に入っております。免許証を返還してしまうと、高齢者の方の行動範囲が狭まったり、趣味に行く機会が減ったり、家の中で引きこもってしまったりします。そういうことにならないように、先ほど喜多委員からお話があった割引制度など、地域と連携した取組を進めていただくとともに、公共交通の利便性を上げていただきたいと思いますが、それをするまでには時間がかかろうかと思えます。

まずは、その返納証明を持った方がいろんな施設を利用するときに、その方と一緒にだっ

たらともに割引ができますよってことになると、そのお孫さんだったり息子さん、娘さんだったり誘い合わせて、免許証を返納された方と一緒に出かける機会を作っていけると思います。そういうおじいちゃんおばあちゃんを誘おうよってというような声が出るような取組になるようにぜひお願いしたい、これは要望させてもらいます。

検討する中で、民間の方との連携というのもあるかと思しますので、ぜひ考えていただき、あと各市町村との取組ってのもあるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一点、免許センター新しくなると、鳴門の場合だったら1時間で返納証明書をもらえますよっていうのも併せてPRしていただきたい。今まで2週間かかっていたものがすぐにももらえますよっていう部分も併せてPRしていただければと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

今日質問したかったのは、女性職員の登用って言ひますか、女性の力の活用っていう部分です。警察分野においての女性の管理職、並びに指導的な立場にある方がどれくらいの割合いらっしゃるのか、お伺ひしたいなと思ひて質問させてもらおうと思ひます。

警察官の中で、今日の、今の現場を見てもらってもそうなんですけれども、女性の職員さんが誰一人として入ってないの、これが実状かなと思ひんですが、女性が好んで入る職場と、女性が好んで入らない職場っていう前提もあろうかと思ひますので、県警において女性の警察官の割合っていうのはどれくらいなのかっていうのをまず数字で教えていただきたいんですけど。

池田警務部長

お答えします。本県の女性警察官につきましては、本年4月1日現在、76人でございます。全警察官に占める比率は、5.0%でございます。

岡田副委員長

それは徳島県の場合ですよね。全国的に見て、徳島県の数字っていうのは、どのような位置付けになるんですか。

池田警務部長

全国の女性警察官につきましては、同じく本年4月1日現在、約1万7,100人でございます。全警察官に占めます比率は、6.6%でございます。本県は5%、全国では6.6%という状況でございます。

岡田副委員長

ということは、徳島県の方が若干全国平均よりも少ないっていう数字ですよね。飯泉知事は、女性の管理職を増やしましょう、審議会の中での女性の委員の割合が50%超えてますよっていうことを言ひています。職種的に男性の職場であるというイメージが強いと言

いますか、男性が活躍する場が多い警察という職業柄の数値かなと思うんですけども、今後、女性警察官の登用をお願いしたいなと思う理由が二つあります。

1つ目は、ストーカー並びにDVの被害者の方、女性の被害者が非常に増えてきておりますし、また、児童虐待っていうのも増えてきております。そうなりますとやはり、男性から被害を受けている女性にとって、男性から質問されたり、男性に面会されたりすると拒否反応を起こしたり、嫌悪感といいますか、そのことだけで負担になることがありますので、ぜひそういう場面で活躍できる女性警察官の人材育成に取り組んでいただきたいなと思うのと、もう一点は、実は最近凶悪犯が女性っていう場合が不幸なことに起こっております。その場合、やはり女性の心理を読み解くという意味でも、やはり同じ女性の目線で見ると男性から見るとでは若干たぶん根本が違うので、やはり女性の目線っていうのも犯罪をひも解く上で必要になってこようかと思っております。

そうなりますと、これからは警察も、女性ならではの視点を活かす職場になりつつあると、私は実感しておりますので、ぜひそういう意味でも女性の警察官の採用や管理職への登用、人材育成っていう部分を進めていただきたいと思うんですけど、今後の取組はいかがでしょうか。

池田警務部長

お答えします。女性警察官の採用につきましては、採用の拡大計画を策定しておりますので、平成29年までに構成比率を7%とすることとしております。また、本年5月警察庁から示されました、「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」、これを踏まえまして、採用のさらなる拡大を検討してるところでございます。また、副委員長がおっしゃられるとおり、事件事故の捜査、被害者支援、相談等の各種警察活動におきましては、女性の視点を一層反映させることは重要であると認識しております。女性警察官につきましては、現在県下のすべての警察署、また、刑事、生活安全、交通、警備等の各部門に配置しております。さらに、本年4月には、本県で初めて女性警察官が警部に昇任しまして、小松島警察署の地域課長として配置しているところでございます。今後とも、女性の視点を反映した警察業務を推進するため、女性警察官の積極的な登用を図っていく方針でございます。

岡田副委員長

ぜひ、数値目標を超える女性警察官の登用になりますように、人材育成をしていただくとともに、警察という職場は、女性が活躍できる場所であるっていうことを広報していただければと思います。

それで一点、キャリアを積み重ねていかないと、なかなか上に上がっていけない組織の中であって、女性はやっぱり結婚、出産、育児っていう部分で、そのキャリアの積み重ねが途中で止まってしまうということがあります。それに対する配慮も組織で考えていただければ、女性がもっとキャリアを積み上げていける職場に、その才能を100%でなく

120%発揮できる職場になろうかと思っておりますので、ぜひそのあたりも併せてお願いしたいと思っております。女性の被害者を救っていくという意味でも、ぜひ活躍できる人材育成をお願いしたいと思っております。

池田警務部長

やはりこれからは、女性警察官の採用、登用の拡大というのは、本当に必要だと我々も考えておりまして、女性警察官の能力が十分発揮されるということが大事でございます。副委員長がおっしゃられるとおり、きちんと育成しまして、能力のある者は幹部に登用していくということでございます。

ただ、そのためには、やはり女性の特性に配慮した環境整備というものも必要だと考えております。まず第一には、やはり多くの女性に関連しますが、出産、子育ての関係であると考えております。出産休暇、育児休暇等で長期間休むことがございます。その場合につきましては、本県におきましては、代替要員としまして、非常勤職員を採用しているところでございます。また、長期間の休暇後、職場に復帰する際に、復帰プログラムというものを設けておりまして、休暇中にも資料を自宅に郵送する、あるいは、幹部が現在の状況について話をする。また、復帰するときには、ある程度の期間研修を行いまして、スムーズに職場に復帰できるようにフォローアップするということをやっております。また、育児の関係で、配慮することが必要と思ひまして、やはり育児の関係で、託児施設等に関する情報提供、あるいは福利厚生事業におけます育児支援等をさらに拡充する必要性があると考えております。女性警察官に活躍してもらうために、ソフト面、また施設等のハード面につきましても整備を図り、活用を図っていきたいと思ひます。

岡田副委員長

よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどハード面ソフト面ということもありましたが、新しく警察署を造るときには、女性のための施設等の充実もぜひお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

木南委員

ちょっと気が付いたことですので、お願ひみたいなことをしておきたいと思ひます。

以前に、テレビ番組で「学園もの」っていうのがよくありまして、熱血教師だとか友達教師だとかが出てまして、それをまねする教師が随分おりまして学園が乱れた。こんな現象があったわけですが、今は、「刑事もの」と言うか「警察もの」と言うか、そういった番組が非常に放映をされております。格好ええ、あるいは、組織を無視したり、そんなふうに番組が美化されております。ところが、やっぱり警察活動というのは、格好良さを求めるのではなくて、やっぱり地道な活動をしてほしい。こんなことに影響をされないような警察組織を作っていってほしいと思うんですが。その御決心等がありましたらお答えいただきますし、なければこれで終わります。

池田警務部長

本来警察官の姿というのは、テレビドラマとは違いまして、非常に地道なものでございます。地道に一生懸命やっってるのが、本来の警察官の姿でございます。これにつきましては、職務倫理教養というものが警察にはございます。警察学校における教養、職場におけるいろいろな個別の教養等で、警察官のあるべき姿というものにつきまして、幹部がその都度繰り返し指導教養しているところでございます。引き続き、しっかり教養してまいりたいと考えております。

藤田元治委員長

それでは、これを持って質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第10号

藤田元治委員長

それでは、これをもって、公安委員会関係の審査を終わります。

前田公安委員長

公安委員長の前田でございます。本総務委員会をもちまして、私、最後になりますので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。早いもので、私、公安委員に任命されまして、3年が過ぎようといたしておりますが、この長きにわたりまして、無事に勤めさせていただきましたのも、総務委員長様をはじめ、総務委員会の皆様、また、それぞれ関係者の皆様の御指導、御協力のたまものと、深く感謝を申し上げます。公安委員に任命されましてからは、私、この県警察の活動を見てまいりましたが、警察職員の皆さんが、この県民の安心・安全のために、日夜を問わず行動いたしております姿を見まして、誠に頼もしく感じたところでございます。ただ一方では、在任中に、現職の警察官が逮捕されるという不祥事もありまして、誠に管理する立場の公安委員としては残念でなりません。これから一県民の立場

で県警察の理解者として、応援をしてみたいと思っておる次第でございます。

最後になりましたが、総務委員長様をはじめ、委員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

藤田元治委員長

お疲れ様でした。議事の都合により休憩いたします。（13時22分）